

経済産業省

平成16・03・31原院第1号

平成16年3月31日

高圧ガス保安法第39条の9第1項及び第2項（変更の届出）関係の解釈について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-2510c-04-21

原子力安全・保安院は、高圧ガス保安法第39条の9第1項及び第2項（変更の届出）の解釈について、下記のとおり定め、各経済産業局及び沖縄総合事務局並びに高圧ガス保安協会あて通知することとする。

記

高圧ガス保安法（以下「法」という。）第39条の9第1項及び第2項の規定により、届出を要する場合は、次の各号に掲げる書類に記載された事項の変更であって、当該変更の内容が認定の基準に直接関係があると認められる場合である。

- 1 認定完成検査実施者における完成検査のための組織又は完成検査の方法について（法第39条の9第1項関係）
 - 一 冷凍保安規則第46条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
 - 二 液化石油ガス保安規則第83条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
 - 三 一般高圧ガス保安規則第85条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更

- 四 コンビナート等保安規則第40条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- 2 認定保安検査実施者における保安検査のための組織又は保安検査の方法について（法第39条の9第2項関係）
 - 一 冷凍保安規則第48条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
 - 二 液化石油ガス保安規則第85条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
 - 三 一般高圧ガス保安規則第87条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
 - 四 コンビナート等保安規則第42条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更